平成２８年（フ）第６７号
新潟県上越市加賀町２番11号　ニューシューツ102号
債務者　石田　洋子
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２８年（フ）第８３号
静岡県富士宮市万野原新田2901番地の１　サンフラワーＢ101号
債務者　松本　寛美
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第４０７号
大阪府柏原市国分市場１丁目６番20号
債務者　吉村　具樹
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第４７８号
堺市中区福田1439番地　ロイヤルハイツ福田Ｂ－103号、前住所堺市中区深阪４丁５番40号
債務者　園田　千尋
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第４８８号
大阪府松原市新堂２丁目６番14号
債務者　伊藤二輪工業こと　伊藤　佑一
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第６１４号
大阪府松原市東新町３丁目６番30号
債務者　岡田　彰子
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第６２４号
堺市西区上野芝町５丁２番１－1321号、前住所大阪府和泉市光明台３丁目１番６－504号
債務者　上野　輝江
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第６３１号
堺市北区大豆塚町１丁８番地12
債務者　三井　雅博
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第６３４号
大阪府河内長野市松ケ丘中町1624番地
債務者　植村なおみ
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第６４７号
堺市南区庭代台２丁１番15―207号
債務者　仲辻　良輔
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第６５１号
堺市北区百舌鳥梅町３丁36番地１　大阪府営百舌鳥梅町住宅２―905号
債務者　前原栄美子
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第６６２号
堺市西区鳳西町１丁21番地１　アビタ77東棟202号、前住所堺市西区鳳西町２丁22番地１フォーラム（21）305号
債務者　中山　典子（旧姓岡元）
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第６７５号
堺市北区中長尾町２丁４番22号　グリーンハイツ西棟102号
債務者　山本　新一
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第６３号
兵庫県多可郡多可町加美区清水427番地
債務者　山口ちはる
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２８年（フ）第６４号
兵庫県西脇市野村町1129番地の２　レオパレス西之芝102号
債務者　神藏　英成
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２８年（フ）第１７３号
香川県高松市鶴市町2023番地８　フィネス中屋敷301号室、住民票上の住所愛媛県松山市湯の山東３丁目２番地８
債務者　岡田　郁美
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１８４号
香川県高松市香川町川東上2481番地
債務者　喜多　和彦
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係